

## 笠岡ふれあい空港使用規約（学生活動等）

「笠岡ふれあい空港」は、農業振興地域にある笠岡湾干拓地に作られている飛行場です。

この空港を安全で楽しく永続的に使用するには、次の事項を必要最低限みなさんで守っていただかなくてはなりません。

### 1 安全について

安全には十分注意をはらい、何よりも優先させること。少しでも安全に疑問のある場合は使用を続けられないこと。また、空港内、外での不測の事故に対しては、当事者がすべての責任を負うこと。ただし、居合わせた使用団体員はできる限りの救助を行うこと。

### 2 使用上の注意

- (1) 使用範囲は空港敷地内及び空港施設上空のみとする。隣接する農場、公道等の空港以外の敷地へ侵入させた場合は即座に使用の中止を命じる。
- (2) 周囲の農家に迷惑となる行為は行わないこと。

### 3 管理時間外の使用について

学生活動の管理時間外の使用については学生の研究活動等のために特別に認めるものであり、一般の利用者には原則、認めていない。そのことを十分理解した上で使用すること。

また、管理時間外で事故等が起きた場合は、他の利用団体含め今後の管理時間外での使用は不可となる可能性があることを十分理解すること。

なお、管理時間外は空港管理人が不在となるため、事故等が起きた場合は速やかに以下の連絡先まで連絡すること

◎緊急連絡先 農政水産課農道空港担当： 携帯 ー ー

### 4 規約の周知徹底について

使用責任者は全使用者に対して当規約の周知・説明を行うこととする。使用者が当規約の説明を受けておらず、問題が発生した場合は必要に応じて責任者を処分する場合がある。

### 5 事故について

使用中に発生した事故については怪我人の応急処置等を最優先とし、その後、管理人へ速やかに申し出ること。必要に応じて警察へも連絡すること。

また、使用責任者及び事故当事者は農政水産課の担当職員等の事情聴取に応じること。